

## 第2章 文 書

### ○石狩川流域下水道組合公印規則

制 定	昭和61年3月31日	規則第2号
改 正	平成19年3月12日	規則第1号
	平成21年3月25日	規則第1号
	平成27年6月5日	規則第1号

(趣旨)

第1条 本組合の公印については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。  
(公印)

第2条 公印は、組合長名その他の職名若しくは組合名をもって発する公文書に用いる印章をいう。  
(公印の種類)

第3条 公印の名称、書体、寸法及び管守箇所等は、別表のとおりとする。  
(印影の印刷)

第4条 対外的に発送する文書で一定の内容のものを多数印刷する場合において、公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

(公印の公印管守責任者)

第5条 公印管守のため、管守箇所ごとに公印管守責任者をおくものとする。

2 前項の公印管守責任者は、当該管守箇所の長をもってこれにあてるものとする。

(公印の保管)

第6条 公印の保管については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 勤務時間中は、前条に定めるそれぞれの管守箇所において公印管守責任者が保管するものとする。

(2) 勤務時間外は、所定の印箱に収納し、施錠設備のある金庫等に保管するものとする。

(登録)

第7条 事務局長は、公印台帳(別記第1号様式)を備えてすべての公印を登録しなければならない。

2 事務局長は、毎年1回以上各管守箇所の管守する公印を前項の規定による公印台帳と照合しなければならない。

(使用)

第8条 公印は、公文書発送等決裁後でなければこれを使用してはならない。ただし事前に決裁を要しない軽易なものについてはこの限りでない。

2 印刷した文書については、公印を省略することができる。

3 公印を庁外に持出ししようとする者は、公印持出許可簿(別記第2号様式)により公印管守責任者の許可を得なければ持出してはならない。

(製作、改刻、廃棄)

第9条 公印を製作、改刻又は廃棄しようとするときは、事務局長に合議しなければならない。

(紛失、き損)

第10条 公印管守責任者は、公印を紛失またはき損したときは、ただちに事務局長に届け出なければならない。

(処分)

第11条 公印が摩滅、き損等により使用に堪えなくなったときは廃棄するものとし、事務局長がこれを焼却処分しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和60年11月30日から適用する。

附 則(平成19年3月12日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	書 体	寸 法	管守箇所	使用範囲
石狩川流域下水道 組 合 之 印	古印体	ミリメートル 正方形 24×24	組合事務局	辞令等
〃	〃	〃 15×15	〃	職員証等
石狩川流域下水道 組 合 長 印	〃	〃 21×21	〃	辞令、一般公文書契 約書等
〃	〃	〃 21×21	奈 井 江 管理センター	一般公文書
石狩川流域下水道 組合長職務代理者之印	〃	〃 21×21	組合事務局	
石狩川流域下水道 組合会計管理者印	〃	〃 18×18	会計管理者室	

別記第1号様式（第7条関係）

登録番号	登録年月日	名 称	印 影	材質	管守箇所	備 考

年月日								
照合印								

別記第2号様式（第8条関係）

	公 印 管 守 責任者	係 長	係	持出公印 の 種 類	持 出 用 件	持 出 場 所	持出期間及び 返 納 月 日	持 出 者 職・氏名
許可							月 日 時から 月 日 時まで	
返納							月 日 時 返 納	
許可							月 日 時から 月 日 時まで	
返納							月 日 時 返 納	